

**令和7年度 いじめ・不登校総合対策センター
会計年度任用職員(相談員) 採用試験募集案内**

(問い合わせ先) 鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センター 〒680-0941 鳥取市湖山町北5丁目201番地(鳥取県教育センター内) 電話(0857)28-2322 http://www.pref.tottori.lg.jp/ijimefutoukou/
--

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和7年1月27日(月)～令和7年2月21日(金) 申込方法:受験の申込みに必要な書類を郵送又は持参により提出してください。 ・ 郵送による提出の場合は、いじめ・不登校総合対策センターに令和7年2月21日(金)必着です。 ・ 持参による提出の場合は、上記の受付期間中の月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています(土、日及び祝日は閉庁日のため受け付けていません)。
試験日時	令和7年3月1日(土) 受付時刻:午後2時から午後2時25分まで 試験開始時刻:午後2時30分
試験会場	鳥取県教育センター教育相談棟(鳥取市湖山町北五丁目201番地)
試験結果発表日	令和7年3月5日(木)午後1時(予定)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	配 属 先	採 用 予 定 者 数	主 な 職 務 内 容
会計年度任用職員(相談員)	鳥取県教育委員会事務局 いじめ・不登校総合対策センター (鳥取市湖山町北5-201)	週3日勤務 火・水・木曜日	1名 ・電話相談等に係る対応 ・教育相談に関する事務
		週3日勤務 月・水・金曜日	1名

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 公認心理師、臨床心理士の資格を有する又は有資格者の専門性に準ずる経験があり、心理相談に関する高い専門性と知識に合わせ、相談者に寄り添った基本的対応技術を有します。
- (3) 地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
論文試験	100点	業務遂行上必要な知識、技能等を確認する小論文(事前提出課題)
面接試験	100点	個別面接による人物についての口述試験

5 任用期間(予定) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります(最長5年(令和12年3月31日まで))。

6 勤務条件(予定)

給与	<p>○報酬 時間額 2,050円 ※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。(以下の項目も同様)</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当:報酬の月額相当額の2.21月分(6月期:1.105月分、12月期:1.105月分) 勤勉手当:勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例:令和7年4月1日採用の場合の割合 6月期:100分の30 12月期:100分の100)</p> <p>○費用弁償(通勤手当) 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 公共交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて月額1,700円から53,100円までの範囲内で支給します。(駐車場料金は各自負担)</p>
福利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害対象 ※加入条件を満たす場合に限り。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 5日 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇等があります。 ※任用期間等に応じ、有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	午前10時から午後5時まで(うち休憩60分)
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります(最長5年(令和12年3月31日まで))。

7 受験申込手続

提出書類等	<p>(1) 採用試験申込書・受験票(別紙様式1)</p> <p>(2) 小論文(別紙様式2) ※印刷したものを提出してください。 次の論文課題について、これまでの実務経験等に基づく考え方を800字以内で記述してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>小学4年生の保護者から「子どもが最近学校を休んでいます。本人に理由を聞いても『わからない』と言うばかりで。朝は腹痛があり、ずっとトイレに入ったままです。このまま登校できなくなったらって考えると不安です」と相談の電話がありました。 相談員としてどのような視点を持って保護者の話を聞き取るのかを述べ、次に、保護者の主訴を軽減する具体的なアプローチについて、あなたの考えを述べなさい。</p> </div> <p>※手書き、パソコン入力いずれかの方法で作成してください。 ※氏名を必ず記入してください。</p> <p>(3) 【郵送での申込者のみ】受験票返信用封筒(110円切手を貼った宛先明記の定型長形3号(23cm×12cm))</p>
-------	--

申込先	鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センター 〒680-0941 鳥取市湖山町北5丁目201番地(鳥取県教育センター内) 電話(0857)28-2322
受験票の交付	◎「持参」による申込者には、受験票をその場で交付します。 ◎「郵送」による申込者には、受験票を送付しますが、令和7年2月27日(木)までに到着しないときは、上記申込先に問い合わせてください。
注意事項	(1)封筒の表に赤字で「会計年度任用職員受験申込」と記入してください。 (2)万が一未着等の事故が発生しても、受付期間内に到着しない場合は、理由の如何を問わず受理しません。 (3)提出書類は、返却しません。

【申込書及び受験票の記載方法】

- (1) 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- (2) ※の「受験番号」欄を除く全ての欄にもれなく正確に記入してください。
- (3) 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。電話連絡をさせていただく場合がありますので、携帯電話等の番号も必ず記入してください。
- (4) 最終学歴欄には、高等学校、短期大学、大学、大学院以外に、専修学校、高等専門学校の場合も記入してください。

8 合格者の決定方法

論文試験、面接試験の得点を合計し、得点の高い順に決定します。なお、論文試験、面接試験の各得点が一定の基準を満たさない場合は不合格とします。

9 採用候補者の発表

全ての受験者に郵送で合否を通知します。また、合格者の受験番号を鳥取県教育委員会事務局いじめ・不登校総合対策センターのホームページに掲載します。

また、合格者の辞退等により欠員が生じた場合は、追加合格者を決定することがあり、当該合格者へは文書で通知します。

10 試験結果の開示

- (1) この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が直接開示場所へお越しください。その際、運転免許証等、写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、総合得点及び順位	試験結果発表日から1か月	鳥取県教育委員会事務局 いじめ・不登校総合対策センター

- (2) 希望者には郵送により試験結果を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号(23cm×12cm)〕を持参してください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、受付時間内に試験会場に入室してください。(遅刻者は受験できません。)
- (2) 受験の際には、受験票を持参してください。
- (3) 鳥取県教育センター内は敷地内禁煙です。
- (4) 試験実施に関する緊急連絡事項がある場合は、いじめ・不登校総合対策センターのホームページでお知らせします。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、試験結果通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

